

会 務 月 報

第432号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回教育・情報委員会（Web会議）議事概要

日 時 平成31年2月5日（火）13:30～16:00

場 所 日事連会議室（庄司委員長・石井委員・事務局）

所属単位会事務局等（舟幡副委員長・赤坂委員・
山崎委員・寺前委員・坂本委員・
内田委員・堂田担当副会長）

出席者 委員長 庄司雅美

副委員長 舟幡 健

委 員 赤坂忠美、山崎良知、石井好治、寺前則彦、
坂本拓三、内田信介

担当副会長 堂田重明

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

場 所 日事連会議室（委員長、担当副会長、事務局）

所属単位会事務局等（副委員長、委員）

配付資料

資料1：法定講習の実施状況等

資料2：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修
会」の実施状況等

資料3-1：建築設計業務における設計図書の電磁的記録によ
る作成と保存のガイドラインの原稿案（目次、概
要編、スケジュール）

資料3-2：1月30日に開催されたWGの検討状況報告メモ

資料4：平成31年度教育・情報に関する事業計画（案）

議 事

1. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）実施状況等について

○事務局より、資料1によって、法定講習の実施状況等について以下のとおり報告した。

- ・管理建築士講習は、1月までに691名の受講があり、（公財）建築技術教育普及センター直轄の臨時講習では252名の受講があった。臨時講習は東京、福岡で行われており、受講者数が見込めることから講習回数の増加をお願いしているが、東京会からは調整費の関係上3回が限度、福岡会からは検討中との回答であった。
- ・建築士定期講習は、1月までに9,364名の受講があった。
- ・両講習とも少人数開催では委託費から小規模開催調整費が引かれ、対面講習を設定した会場の申込者数が50名を切ると講師謝金も全額負担を強いられている。管理建築士講習については次年度開催する必要があるか否かの相談が2件あったため、日事連でも調整費を負担できないか事務局で検討している。

○委員等からは以下のとおり発言があった。

【管理建築士講習について】

- ・日事連、事務所協会として開催しないのは良くないと思う。経費がかからない方法を模索して全単位会で開催すべきではないか。（石井委員）
- ・九州では福岡の予定を見て、他県の単位会が予定を立てるのが得策と思う。（内田委員）
- ・事務所登録数の多い地域では回数を増やすことにメリットがあるが、少ない場合は広域的に考える必要がありそう。普及センターに調整費を取りやめるよう交渉する、もしくは日事連で費用負担を考えるべきである。どこまで負担できるか考えてほしい。（庄司委員長）
- ・管理建築士講習は建築士事務所にとって必須であるから、人数が少なくても事務所協会として開催を維持してほしい。（居谷専務）

【建築士定期講習について】

- ・島根県では士会が年に4回、県庁所在地で開催している。島根県には離島もあり、端から端まで移動に4時間かかる

ため、島根会では会員の利便性を考えて県庁所在地以外の開催を県と協議している。（坂本委員）

- ・富山県では建築士の名簿を士会が持っていることから講習は士会が開催しているが、富山会の事務局も手伝って委託費を折半している。（堂田担当副会長）
- ・開催機会を増やした方が受講者数は増えるという考えに立ち、北海道会では士会と毎月開催して委託費を折半しようと考えている。両会で協力して受講者増に取り組むことが重要。事務局には、単位会の実情を普及センターにしっかり伝えてほしい。（庄司委員長）

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」実施状況等について

○事務局より、資料2によって、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の実施状況等について以下のとおり報告した。

- ・今年度は39単位会56会場で開催が予定されており、1月迄に30単位会44会場で2,827名の受講があった。
- ・ここ数年開催していない神奈川会、山梨会、高知会に加え、愛知会、京都会（プログラムの形式を変更して部分講習実施）、大分会、宮崎会が今年度の開催を見送った。いずれも集客が見込めないことが理由である。
- ・登録事務所数を更新期間の5で割った数に対する、平成24年以降の平均受講者の割合は、70%を上回るのは5単位会、逆に東京会、埼玉会、千葉会、大阪会では10%を切っている。また、全国の知事指定・建築士事務所指導要綱の状況では、知事指定の有無は受講率との関係が見られず、指導要綱は「書類添付」の記述は大きい、「努力義務」はあまり効果がないようである。
- ・国交省に対して受講義務化を求めるのは難しい。事務所登録・更新時に強く勧奨することとして進めている。

○委員等からは以下のとおり発言があった

- ・受講者は知事指定だけで、受講義務がないということを把握し始めている。自治体には何を基準に指定をするのかを聞かれる。（庄司委員長）

・岩手会では講習が復活した段階で知事指定をとり、「書類添付」の義務ができた。行政とのつながりが大切。（赤坂委員）

- ・5年に1度は開設者・管理建築士が改めて講習を受けて、気持ちを引き締めることが必要。（山崎委員）
- ・静岡県は知事指定もないため、受講の必要性を感じていないと思われる。（石井委員）
- ・島根会では指導要綱に「書類添付」が謳われているが、近々受講するという誓約書を提出すれば受理しているため、もう少し強く言う必要があると思う。（坂本委員）
- ・長崎県では登録更新時に「書類添付」を求めているが、そこまでの効力はない。何年も前から県に陳情しているが他の都道府県の状況を聞かれるため、日事連が全国的に動いてほしい。（内田委員）

・富山会では、事務所の健全経営のための講習会であることアピールしている。受講者は会員外が多い。認識度が高く、開設者向けに重要な講習会である。（堂田担当副会長）

・ひとつの自治体で結果を出すのは難しいため、登録更新時に受講証明書の添付を求めるか、各自治体に5年に1回の受講義務付けを求めるか、日事連としての全国的な働きかけを考えてほしい。次回までに方策と問題点、できないのであればその事情を調べる。顧問弁護士に要件の整理等を相談してほしい。（庄司委員長）

・広報・渉外委員会で提出する共同要望の中に加えることは提案できる。それと以前国土交通省へ提案したところ、そもそも開設者の資質要件が法律上示されていないため、何のために講習が必要なのか、同省の事務的見解では難しいということだった。（居谷専務）

○来年度の研修会に向け、現行のテキストを部分改訂し刷り直す予定である。意見があれば今月末をめどに連絡してほしい。（事務局）

3. 新規講習について

○庄司委員長より、資料3-1及び資料3-2によって、設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促

進WGについて以下のとおり報告した。

- ・電子署名等の保存、実際のやり方についてはソフト会社の宣伝になることや、他の開発も進んでいく部分もあり、例示が難しく、具体的に踏み込んで書くことができないが、必要な部分は書くことにしている。
- ・テキスト完成後、8月以降にDVDによる講習を予定している。
- ・テキスト冒頭の「はじめに」の原稿は、事務局で用意する。

4. 平成31年度事業計画について

○事務局より、資料4によって、事業計画（案）を説明した。

- ・5番目に「建築CPD情報提供制度の活用推進」を追加したい。追加修正の上、送付する。→2月21日送付済み
- ・「講習会Web受付システムの利用推進」は、既存住宅状況調査技術者講習で運用を開始し、次はJ I I M Aの講習での運用を考えている。管理研修会は全国的に内容を統一していないため、本システムでの運用に課題がある。現時点での予定はないが、建防協のテキストを使った講習会などは全国規模で内容も統一されており、どこで受講しても問題ないため、本システム向きである。また、単位会独自の講習でも運用できるよう検討中である。

5. その他

- ・建築士定期講習の受講期間が短すぎるという意見があるが、延長する予定はないのか。また受講対象者が建築士事務所に所属する建築士だけであることを見直す予定はないか。（石井委員）
→受講期間については、士会連が運営上つらいということから要望に載せなかった。受講対象者については、建築士事務所に所属する建築士は年次報告に掲載されるが、他の建築士については何も把握できていない。どこをどこに広げればいいのかわからないため、実態を把握することから始めるということになった。（居谷専務）
- ・災害対策特別委員会で、災害対策に関する講習会の提案があった。進捗状況は今後報告していく。（事務局）
- ・次回委員会は、平成31年4月18日（木）13:30～

16:00にWeb会議で開催することとした。

■第2回業務・技術委員会（Web会議）議事概要

日時 平成31年1月22日（火）14:00～16:30

場所 日事連会議室（西川委員長、臼井委員、伊藤担当副会長、事務局）

所属単位会事務局等（渡邊委員、乾委員、松村委員、
宮本委員・井上委員）

出席者 委員長 西川英治（石川）

委員 渡邊啓宇（秋田）、臼井勝之（東京）、
乾 彰宏（福井）、松村和夫（滋賀）、
宮本昌司（徳島）、井上 彰（大分）

担当副会長 伊藤光洋（山口）

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出、岡本、
吉田

欠席者 副委員長 栗田政明（埼玉）

（配付資料）

資料1：平成31年度 業務・技術に関する事業計画（案）

資料2：建築士法の一部を改正する法律案骨子

資料3-1：国土交通省告示

資料3-2：業務報酬基準ガイドライン（案）

資料3-3：改正業務報酬基準に係る説明会について

資料4：耐震改修促進法施行令等の改正について

資料5：2019年度の建築士事務所賠償責任保険（建賠償）の募集について

資料6：平成31年度の既存住宅状況調査技術者講習の事業予定について（案）

資料7：4号建築物を巡る経緯

資料8：消費税率引上げに伴う住宅取得支援策に関する対応について

資料9：「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」の概要

資料10：CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会の趣旨・進め方

議 事

1. 平成31年度 業務・技術に関する事業計画（案）について

○資料1により、平成31年度 業務・技術に関する事業計画（案）について、事務局より説明がなされた。協議の結果、資料1の通り了承された。以下、協議内容。

- ・建築士事務所の業務報酬基準（告示98号）の講習会の件について、主催が事務所協会でなく、建築士会なのはなぜか。
→補助金の手続きの関係で、建築士会となった。

2. 建築士法の改正について

○資料2により、建築士法の一部を改正する法律が平成30年12月8日に成立し、平成30年12月14日に公布された旨、事務局より説明がなされた。併せて建築士資格に係る実務経験の要件の見直しの検討も行われており、公表は7月頃を予定。

○協議内容

- ・学科合格の有効期間の無期限化等の見直しはあるのか。
→他試験においても有効期限は設けているため、何らかの制限は設けるが、有効期間についての見直しも検討されている。

3. 業務報酬基準告示の改正について

○資料3-1～3-3により業務報酬基準の改正について事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・小規模建築物の業務報酬が下がっていることが問題とされている。
- ・現在改正内容についてのガイドラインが準備されている。
- ・国の委託事業として、改正業務報酬基準の説明会が対面で9都市10回、DVD講習でその他の39都府県で開催予定。

○協議内容

- ・技師（C）で略算表は検討されているが、適当なのか。
→一元的に、まとめるために技師（C）としている。各事務所
で実際に行った技術者の業務量に換算する。
- ・中小建築物の業務報酬に関する共同要望について、会員の方にわかりやすいように説明してほしい。ブロック会議等では周知が遅くなってしまうため、会長名のメールでの発信等を

検討してはどうか。

4. 耐震改修促進法施行令等の改正について

○資料4により、耐震改修促進法施行令等が改正され、ブロック塀に対して耐震診断が義務化された旨、事務局より説明された。ブロック塀の耐震診断、除却、建替え、改修には補助金も交付される。

○協議内容

- ・耐震診断の対象は緊急輸送道路のみか。事故のあった一般路等は対象外に見えるが良いのか。
→全てのブロック塀を対象とするのは現実的に不可能であるため、「緊急輸送道路等」と定義し、自治体に委ねている。
自治体ごとに対象を決定できるようにしている。
- ・補助対象も自治体が決定するのであれば、緊急輸送道路でなくても補助対象となるのか。
→その通り。
- ・各会での取り組みはどうかか。
→滋賀会は該当するブロック塀なし。
→東京会では各区・市より依頼を受けて支部単位で対応しているが、行政毎に調査範囲は異なる。
→石川会では、県からの相談等はないが、金沢市から相談を受けている。調査は行っていない。
→山口会でも、各市が中心となり動いており、市から依頼を受けて調査等を行っていた。
→福井会では、特に動きなし。
- ・徳島会ではハツリ等までは調査で行っておらず、判断しかねる部分が多いが、他会ではどのように対応しているか。
→安全でないとの判断は容易だが、安全と判断ができないのが現状。
→徳島会では安全と結論は出さず、二次調査へ進むという結果としている。
→秋田県では斫るとほとんどNGとなる。
- ・共通の診断指針はないのか。
→今後は建築防災協会が出した耐震診断基準を基にすることになるのではないかと。

→建築防災協会が出した基準については研りを伴う精密調査方法の記載のため、一次調査では採用しにくい。

- ・既存のブロック塀がある敷地での増改築で、ブロック塀が適合しておらず、検査済証が下りない事例が出ているため、会員への注意喚起をお願いしたい。

5. 2019年度建賠保険の募集開始について

○資料5により、2019年度の建築士事務所賠償責任保険（建賠保険）の募集について、弁護士サービス・WEB申込の開始、日事連サービスのHPの改修等が行われる旨、事務局より説明がなされた。

○協議内容

- ・特約で構造設計業務ミス等の補償が設定されているが、通常の設計ミスは対象とならないのか。
- 現在、破損が確認できないと保険が適用されないが、特約の構造設計業務ミスでは破損がなくても適用できる。

6. 平成31年度の既存住宅状況調査技術者講習の事業予定について(案)

○資料6により、既存住宅状況調査技術者講習の事業予定について、消費税に伴う受講料の改定及び講習開催期間等の説明が事務局よりなされた。

7. 4号建築物を巡る経緯

○資料7により、4号建築物を巡る経緯について、4号建築物の構造基準への適合性を証明する図書の保存が義務化される予定である旨、事務局より説明がなされた。

○協議内容

- ・4号建築物も構造詳細図及び構造計算書が必要ということか。
- 構造詳細図と構造計算書は1号～3号までの保存義務対象。4号の構造基準への適合を説明する図書はどういうものかはこれから検討する。
- 4号は仕様規定になる。

8. 消費税率引上げに伴う住宅取得支援策について

○資料8により、消費税率引上げに伴う住宅取得支援策に関する対応について事務局より説明がなされた。住宅ローン減税の拡充、すまい給付金の拡充、次世代住宅ポイント制度の創

設、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が行われる旨の報告がなされた。

9. 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」の概要

○資料9により、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」の概要について事務局より説明がなされた。適合義務制度の範囲拡大により、中規模建築物についても適合対象となることに加え、小規模建築物についても建築士から建築主への説明義務が付加される。改正は2019年7月頃を予定。

○協議内容

- ・トップランナー制度対象となる「大量に供給する事業者」とは何棟から対象となるのか。
- 現在具体的な数字は未定。
- ・補足事項として、トップランナー制度対象住宅について、現行で対象でない注文住宅、賃貸アパートが、改正後対象となる。
- ・説明方法はどのようにするのか。
- 計算した上での説明が必要かと思われるが、現在協議中。

10. CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会の検討状況について

○資料10により、CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会の検討状況について事務局より説明がなされた。小規模自治体を想定した公共発注者が利用しやすい仕組みの創設に向けて検討を行っている旨の報告がなされた。中央のCMRが多く入ってきて地方の業務を奪われてしまう恐れがある等の意見が出された。

11. 次回日程

第3回 平成31年4月23日（火）

14:00～16:30（Web会議）

■第2回指導運営委員会（Web会議）議事概要

日時 平成31年2月7日（水） 10:00～11:00

場所 日事連会議室（事務局）

所属単位会事務局（委員長及び委員）

出席者 委員長 濱本泰久

委 員 千葉清純、奥村一利、奥村尚史、辻裕樹、
霜村将博、鬼丸勝典

事務局 前田、千浜、野出、吉田

欠席者 副委員長 渡邊武、担当副会長 新沼義雄

< 提出資料 >

資料1 平成31年度 指導運営に関する事業計画（案）

資料2 平成30年度上半期 苦情の解決業務実施報告書
（個別レポート）（委員による修正版）

議事1. 平成31年度指導運営に関する事業計画について

平成31年度の指導運営委員会の事業計画案について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。経費案については、全体の予算と調整のうえで変更になる可能性がある旨の説明があり、各委員において確認し了承された。

議事2. 平成30年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

前回の委員会で提出された個別レポートについて、今回、各委員が確認・修正したものが報告された。各委員において、誤字脱字や説明不足の部分などを修正した旨の説明がなされた。

神奈川会の案件については、金額や日付をよりばかすような表現にすべきかどうか検討し、やや数字は丸める形で表現することとした。見積りと工事金額の内容を確認する方が良いのではないかという意見が出され、金額に解体費用を含んでいるかどうか、事務局へ確認することとした。

また、会誌掲載の事例については、10ページに掲載されている和歌山会の事例が推薦され、本事例を会誌の掲載候補とすることとした。

その他

濱本委員長より、今回初めてWeb会議に参加したが、日事連で会議に出席するよりも時間が短縮されて効率的であるとの発言があった。

■次回日程

平成31年4月24日（水）14:00～16:00

（Web会議）

■第3回災害対策特別委員会（Web会議）議事概要

日 時 平成31年2月13日（水）10:10～12:00

場 所 日事連会議室（佐野委員長・児玉委員・遠藤委員、事務局）

所属単位会事務局（南委員）

出席者 委員長 佐野吉彦（大阪会）

委 員 児玉耕二（東京会）、遠藤正幸（静岡会）、
南孝雄（熊本会）

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

欠席者 委 員 岩本茂美（福岡会）

委 員 渡邊武（福島会）、伊藤光洋（山口会）

配付資料

資料1-1：日事連 災害対策の基本原則（案）（佐野委員長）

資料1-2：日事連 災害対策の基本原則（案）〈コメントあり〉
（佐野委員長）

資料2：会誌「日事連」掲載企画（児玉委員）

資料3：平成31年度 災害対策に関する事業計画（案）

議題

1. 「災害対策体制とルールづくり」

前回の「日事連：災害対策の基本原則」（案）を修正し議論。意見があった「運営チャート」を表記するなどし、まとめた。これを総務・財務委員会と正副会長会に提出し、案を確定する予定。

なお、これに続き第2弾「ブロックや単位会における災害対応の原則（モデル）」を作成することとした。南委員の提案もあり、発災後、時間の経過ごとの行動チェックリスト（もしくはガイドブック、マニュアル）とする。

→○今後：第2弾はたたき台（佐野委員長作成）に委員の知見を加えながらまとめる。

2. 「会誌（日事連）の掲載企画」／「復旧復興のための技術支援のあり方」

児玉委員案をもとに会誌（日事連）の連載案を議論。7月スタートを想定し、おおよそ1年の掲載とする。児玉委員案に対して委員

から内容アイディアを加え、それをベースにすることにした。

なお、記事は連載期間中に読者（会員）のフィードバックを受けるものにしてはどうかという意見が遠藤委員からあった。たとえば「支援のあり方」はニーズの高いものを研究対象とし、それを誌面に反映させることを考えるなど。

行政他外部からの視点、ソフト面の観点なども誌面に盛りこんでは、という意見もあった。

→○今後：2月中に、児玉委員から委員各位に意見を求め、これをもとに3月中に企画案を固める。

3. 「情報提供の機会づくり」

「ブロックや単位会における災害対応の原則（モデル）」、連載で得た知見などを取りまとめ、会長会議や次々回全国大会などで発表（セミナー）をする。

→○今後：上記2・3の進捗をふまえて計画する。担当は山本委員。

4. 「日事連災害見舞金」

前回提示の山本委員案をベース案とし、次回正副会長会で議論願うことにした。

5. その他検討すべき事項

- ・災害時に立ち上がりの早いチームづくりについて議論した。災害時行動アドバイザーの育成、地域の事情に即した対応組織作り（他団体との役割分担あるいは日事連によるリーダーシップなど）の研究。「ブロックや単位会における災害対応の原則（モデル）」作りと連動させることになるか。

- ・日事連のBCPについては総務・財務委員会マターとした。

6. 平成31年度 災害対策に関する事業計画

- ・平成31年度の事業計画案について事務局より資料3に基づき説明がなされ、一部文言の修正をすることで承認された。

7. 次年度事業計画を委員会決定。

次回日程

5月9日（木）13：30～15：30

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成31年

3月19日 日事政研役員会

通常理事会

4月11日 設計図書の電磁的記録による作成と保存
のガイドライン普及促進WG

15日 既存住宅状況調査専門委員会

平成31年2月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成31年2月1日～2月28日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,779事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 1	1,020	4,406	23.2 %	+ 1	268	26.3 %
青 森		178	953	18.7 %		41	23.0 %
岩 手	- 1	265	943	28.1 %		68	25.7 %
宮 城		346	2,016	17.2 %		74	21.4 %
秋 田		145	971	14.9 %		46	31.7 %
山 形		185	1,163	15.9 %		57	30.8 %
福 島		240	1,619	14.8 %		67	27.9 %
茨 城		483	2,010	24.0 %		161	33.3 %
栃 木		176	1,386	12.7 %		83	47.2 %
群 馬		192	1,717	11.2 %		93	48.4 %
埼 玉	+ 2	496	4,884	10.2 %	+ 1	129	26.0 %
千 葉	- 2	384	3,456	11.1 %		113	29.4 %
東 京	- 3	1,579	15,207	10.4 %	+ 1	561	35.5 %
神奈川		770	6,135	12.6 %		206	26.8 %
新 潟	+ 1	316	2,308	13.7 %		136	43.0 %
長 野		418	2,150	19.4 %	+ 1	117	28.0 %
山 梨		110	844	13.0 %		9	8.2 %
富 山	- 1	306	1,234	24.8 %		60	19.6 %
石 川		305	1,301	23.4 %		57	18.7 %
福 井		222	970	22.9 %		54	24.3 %
静 岡	- 1	416	3,156	13.2 %		128	30.8 %
愛 知	- 4	558	5,118	10.9 %	+ 1	139	24.9 %
三 重		184	1,181	15.6 %		62	33.7 %
滋 賀	+ 1	185	1,157	16.0 %		35	18.9 %
京 都		354	2,201	16.1 %	+ 1	103	29.1 %
大 阪		812	6,478	12.5 %		212	26.1 %
兵 庫	- 2	399	3,573	11.2 %	+ 1	106	26.6 %
奈 良	+ 1	108	932	11.6 %		22	20.4 %
和歌山		127	778	16.3 %		25	19.7 %
鳥 取		106	484	21.9 %		46	43.4 %
島 根		118	601	19.6 %		61	51.7 %
岡 山		387	1,490	26.0 %		67	17.3 %
広 島	+ 3	349	2,341	14.9 %		133	38.1 %
山 口		112	1,062	10.5 %		37	33.0 %
徳 島		108	851	12.7 %		14	13.0 %
香 川		95	1,094	8.7 %		18	18.9 %
愛 媛	+ 3	171	1,188	14.4 %		43	25.1 %
高 知		140	622	22.5 %		28	20.0 %
福 岡		466	3,662	12.7 %		153	32.8 %
佐 賀		184	581	31.7 %		39	21.2 %
長 崎		252	859	29.3 %		43	17.1 %
熊 本		227	1,401	16.2 %		101	44.5 %
大 分		159	903	17.6 %		39	24.5 %
宮 崎		121	1,003	12.1 %		51	42.1 %
鹿児島		312	1,243	25.1 %		83	26.6 %
沖 縄	+ 1	193	1,284	15.0 %		63	32.6 %
計	- 3	14,779	100,916	14.6 %	+ 7	4,251	28.8 %

※建築士事務所登録数は平成30年4月1日時点の数字である。